

賃上げ促進税制の概要

中小企業向けのみ対応

2025.08.18

©大越映明税理士事務所

令和6年度の税制改正により、賃上げの裾野を一層広げるため、中小企業においては、新たに繰越控除制度を創設し、当期の税額から控除できなかった額を「5年間」という前例のない期間にわたって繰り越すことが可能とされました。

改正後						改正前				
	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%		賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
中小企業	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	←	+1.5%	15%	+10%	25%
	+2.5%	30%			45%	←	+2.5%	30%		40%

*くるみん or えるぼし二段階目以上

中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額)
(対前年度増が要件)

- (※1) 控除上限：当期の法人税額の20%
- (※2) 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。
- (※3) くるみん：仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定
 えるぼし：女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定
- (※4) 繰越控除するためには、繰越控除額が発生した年度の申告で明細書の提出が必要。

《財務省HPより図表抜粋》

ただし適用対象者は、

青色申告書を提出する

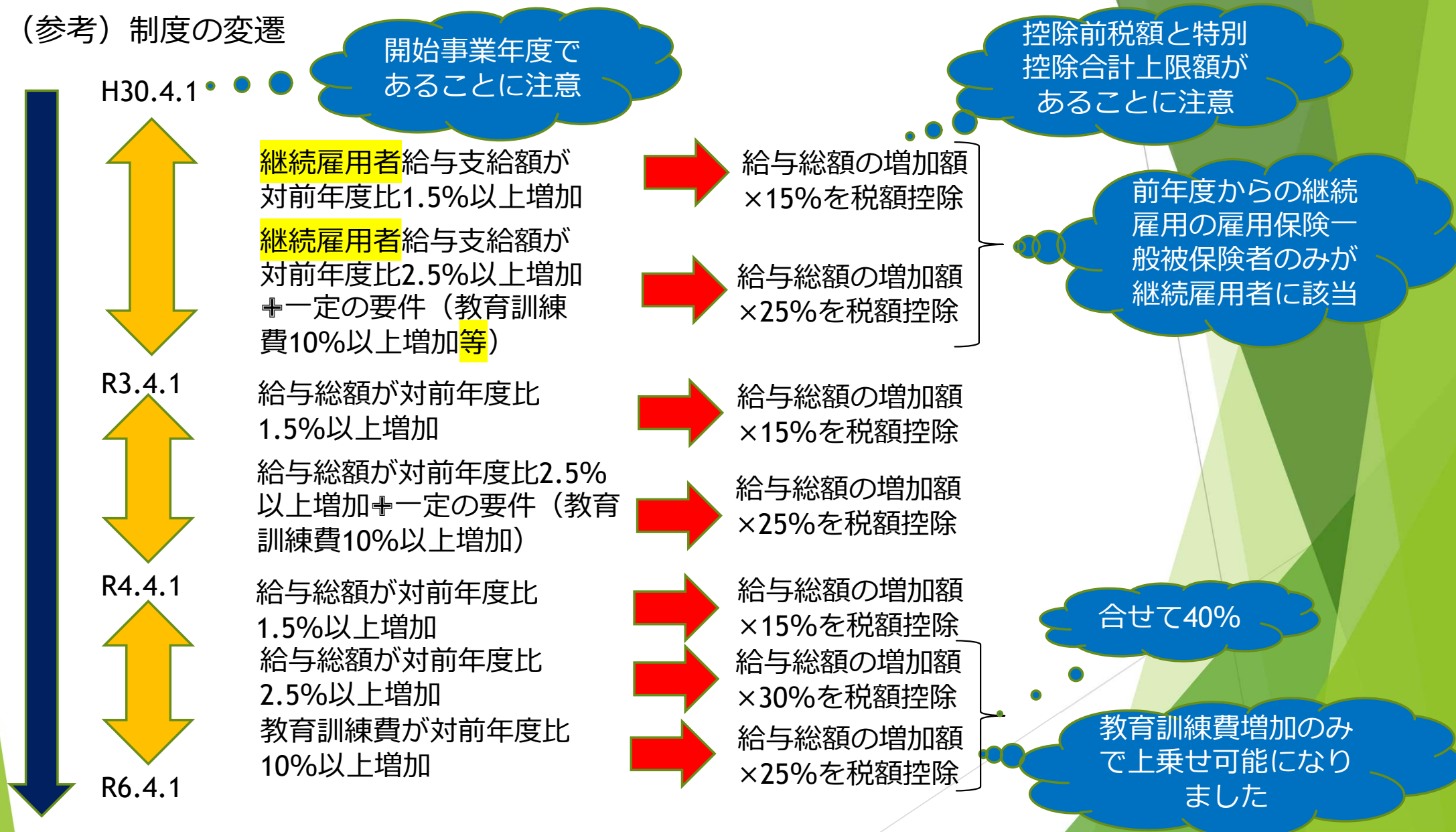
中小企業者

- ①資本金等が1億円以下の法人（一定の被支配法人を除く）または資本金等がなく常時使用従業員数1,000人以下の法人
- ②常時使用従業員数1,000人以下の個人事業主

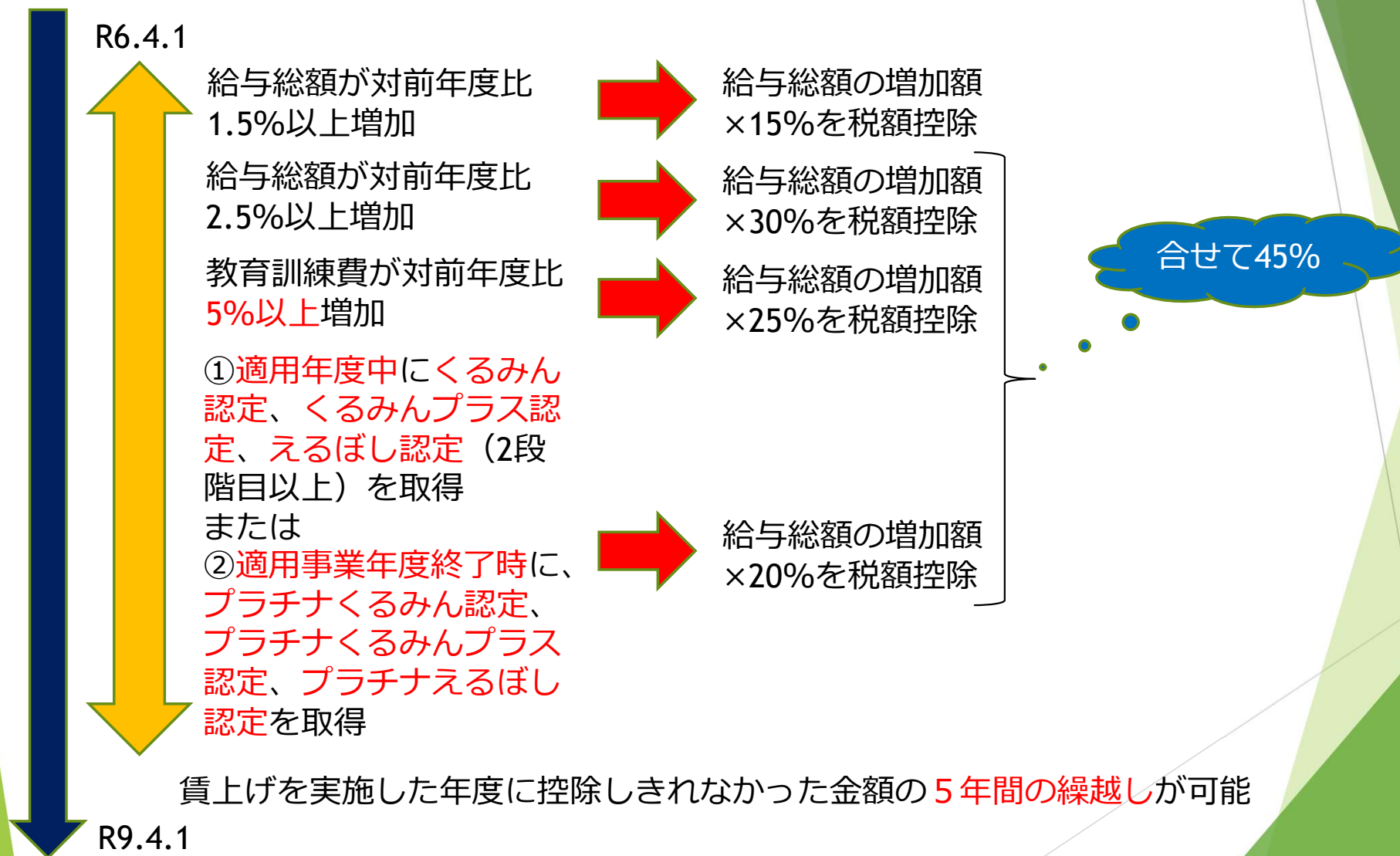
対象期間は、

- ①令和6年4月1日～令和9年3月31日開始事業年度
（改正前：令和4年4月1日～令和6年3月31日開始事業年度）
- ②個人事業主は令和7年分～9年分
（改正前：令和5年分～令和6年分）

(参考) 制度の変遷



(参考) 制度の変遷 (続)



(最後に)

この資料は、わかりやすくするために概要の説明のみに終始したまいようとなっておりまうので、従業員雇用や賃上げ等の重要な意思決定にあたっては、お近くの税理士に十分に説明した上相談するようにお願い申し上げます。また、この資料によるいかなる損害等も責任を負いかねまうので、ご了承ください。

(参考)

執筆にあたり参考にしました資料として、以下の通り紹介しておきまうので宜しければご参照ください。

国税庁（タックスアンサー）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5927-2.htm>

中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>